平成２６年（フ）第２２５号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の128
市営朝日ケ丘中団地２号棟203号
債務者　廣田　範雄
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番７―301号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番７―202号
債務者　溝手　靖紀
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３８号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目４番32号
債務者　尾﨑　真也
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市青谷町河原867番地１
債務者　兒島美栄子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
愛媛県松山市立花１丁目６番27号　コーポ福住101号
債務者　熊　金太郎
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
大分市大手町２丁目５番４号　タウニィ後藤201
債務者　大谷　幹矢
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
福島県南相馬市原町区二見町２丁目67番地の４
債務者　松永　浩美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第８号
福島県白河市関辺川前７番地430
債務者　大河内　武
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
福井県勝山市荒土町新保第９号104番地　シルキーハイツ３―202号室、旧住所奈良市西九条町１丁目５番地の１　セピアコート202号
債務者　清水矢州博
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
福井県越前市国府２丁目１番３号
債務者　今澤　清和
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
福井市幾久町７番９号　レオパレスダッファデルタカオ105号室
債務者　大嶋　茂男
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
長野市大字長野桜枝町836番地　チェリーコーポ201
債務者　堀内　丈士
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目29番12号
債務者　永岡裕行こと　永岡　眞澄
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０号
徳島県板野郡板野町下庄字栖養４番地２
債務者　田村トモ子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県飯塚市片島２丁目15番19号　プレジデントカタシマ206号
債務者　阿部　任敬
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第９１号
大分市大字津守1190番地の５　フォーブルＮＡＳＵ105
債務者　坂本　雅美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
大分市三川下１丁目５番35号
債務者　藤澤　利江
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係